

三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て防止に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て防止に関する条例</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て並びに自転車等の放棄の防止並びに指定容器の再資源化を促進することにより、<u>美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な都市環境を確保することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) 省略</p> <p>(市の責務) 第 3 条 省略</p> <p>(市民等の責務) 第 4 条 省略</p> <p>2 市民等は、市が実施する施策に協力しなければならない。 (事業者等の責務) 第 5 条 省略 2 省略</p> <p>(公共の場所の管理者の責務) 第 6 条 省略</p>	<p>三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、<u>路上喫煙</u>並びに自転車等の放棄の防止並びに指定容器の再資源化を促進することにより、<u>美化意識やマナーの向上による美しいまちづくりの推進及び公共の場所での喫煙による被害の防止を図り、市民等の快適で安全な生活と良好な都市環境を確保することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) 省略 (9) <u>路上喫煙 道路等(第 6 号に規定する公共の場所のうち、室内又はこれに準ずる環境にある場所を除くものをいい、道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を除く。)</u>において喫煙すること及び火がついたたばこを所持することをいう。ただし、<u>道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車(同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)</u>の車内においてこれらの行為を行うことを除く。</p> <p>(市の責務) 第 3 条 省略</p> <p>2 <u>市は、路上喫煙の防止に関する市民等及び事業者等の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。</u> (市民等の責務)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 <u>市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。</u> 3 市民等は、市が実施する施策に協力しなければならない。 (事業者等の責務)</p> <p>第 5 条 省略 2 省略 3 <u>事業者等は、路上喫煙を防止するため、これらに関する従業員、使用人等の意識啓発を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>(公共の場所の管理者の責務) 第 6 条 省略</p>

2 省略

第7条 省略

第8条 省略

(勧告及び命令)

第9条 省略

2 省略

3 市長は、前条の規定に違反して自転車等が放棄されている場合において、当該自転車等を所有し、又は使用していた者が判明したときは、これらの者に対し、当該自転車等を撤去するよう勧告することができる。

4 市長は、前3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条第4項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(関係機関への要請)

第11条 市長は、公共の場所に空き缶及びたばこの吸殻等がポイ捨てされ、又は自転車等が放棄されていることにより美しいまちづくりを推進し難いと認めるときは、当該公共の場所の管理者に対して空き缶及びたばこの吸殻等の回収、自転車等の撤去その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市長は、公共の場所に空き缶及びたばこの吸殻等がポイ捨てされ、又は自転車等が放棄されている場合においてこれらの行為が関係刑罰法規に違反していると認めるときは、捜査機関に対して当該関係刑罰法規を適用するよう積極的に要請するものとする。

2 省略

3 公共の場所の管理者は、路上喫煙を防止するため、市民等の意識啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第7条 省略

(路上喫煙の禁止)

第7条の2 市長は、公共の場所における路上喫煙を防止するため、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

3 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

第8条 省略

(勧告及び命令)

第9条 省略

2 省略

3 市長は、第7条の2第3項の規定に違反して路上喫煙をした者に対して、快適で安全な生活の確保及び美しいまちづくりの推進を図るため必要な限度において、当該喫煙を中止するよう勧告することができる。

4 市長は、前条の規定に違反して自転車等が放棄されている場合において、当該自転車等を所有し、又は使用していた者が判明したときは、これらの者に対し、当該自転車等を撤去するよう勧告することができる。

5 市長は、前各項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条第5項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(関係機関への要請)

第11条 市長は、公共の場所に空き缶及びたばこの吸殻等がポイ捨てされ、路上喫煙がなされ、又は自転車等が放棄されていることにより美しいまちづくりを推進し難いと認めるときは、当該公共の場所の管理者に対して空き缶及びたばこの吸殻等の回収、路上喫煙の中止、自転車等の撤去その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市長は、公共の場所に空き缶及びたばこの吸殻等がポイ捨てされ、路上喫煙がなされ、又は自転車等が放棄されている場合においてこれらの行為が関係刑罰法規に違反していると認めるときは、捜査機関に対して当該関係刑罰法規を適用するよう積極的に要請するものとする。

(環境美化推進重点区域の指定)

第12条 省略

2 市長は、環境美化推進重点区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

第13条～第16条 省略
(過料)

第17条 第9条第4項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

以下省略

(環境美化推進重点区域の指定)

第12条 省略

2 第7条の2第2項の規定は、環境美化推進重点区域の指定について準用する。
この場合において、同項中「路上喫煙禁止区域」とあるのは、「環境美化推進重点区域」と読み替えるものとする。

第13条～第16条 省略
(過料)

第17条 第9条第5項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

以下省略